

Jトラストグローバルカード会員規約(新旧対比表)

現 行	変 更 後 (2021. 04. 26～)
<p>Jトラストグローバルカード会員規約</p> <p>一般条項</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条(付帯サービス)</p> <p>1. 会員は、<u>カードに付帯したサービス・特典 (以下「付帯サービス」といいます。) をご利用ことができ、会員がご利用できる付帯サービス、及びその内容については、当社から会員に対し別途通知するものとします。尚、会員は付帯サービスのご利用等に関する規約等がある場合は、それに従うものとします。</u></p> <p>新設</p> <p>2. 会員は、付帯サービスに付いて次のことを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) 付帯サービスについて、会員への予告、又は通知なしに変更若しくは中止される場合があること。</p> <p>(2) 会員が第19条4項各号の何れかに該当した場合、付帯サービスのご利用が制限されること。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>第10条 (ご利用代金明細書 (請求書) ・残高承認)</p> <p>当社は、会員に対しカードご利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料 (以下「カードショッピングの支払金」といいます。) を請求するときは、予めカードご利用代金明細書 (請求書) を会員の届出住所宛に送付します。尚、会員がカードご利用代金明細書を受け取った後、1週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとします。</p>	<p>Jトラストグローバルカード会員規約</p> <p>一般条項</p> <p>第1条～第5条 同左</p> <p>第6条(付帯サービス)</p> <p>1. 会員は、<u>当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。) が提供するサービス、特典(以下「付帯サービス」といいます。) を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用できるものとします。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社が書面等の方法により通知又は公表するものとします。</u></p> <p>2. <u>会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスが利用できないことがあることについてあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>3. <u>会員は、当社又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社又はサービス提供会社が付帯サービスとその内容について会員への予告又は通知なしに変更し若しくは中止することをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>第7条～第9条 同左</p> <p>第10条 (ご利用代金明細書 (請求書) ・残高承認)</p> <p>1. 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料 (以下「カードショッピングの支払金」といいます。) を請求するときは、予めカードご利用代金明細書 (請求書) を会員の届出住所宛に送付します。<u>尚、当社所定の手続がとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。</u></p>

Jトラストグローバルカード会員規約(新旧対比表)

<p>新設</p> <p>第 11 条～第 15 条 (略)</p> <p>第 16 条 (費用等の負担)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員は、支払を遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として 1 回につき <u>200 円 (税別)</u>、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき <u>200 円 (税別)</u> を別に支払うものとします。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (会員の再審査)</p> <p>当社は、会員の適格性、カードご利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は 在留カード、<u>健康保険証</u>、日本国発行の運転免許証等 (以下「在留カード等」といいます) の記号番号の提供に応じるものとします。</p> <p>第 19 条～第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (<u>収入証明書の提出</u>)</p> <p>会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面 (以下「<u>収入証明書</u>」といいます。) の提供を求められることに関して、予め以下の事項について承諾するものとします。</p> <p>1. 会員は、<u>収入証明書</u>の提出を求められたときは、これに協力すること。</p> <p>2. 提出された<u>収入証明書</u>の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。</p> <p>3. 提出された<u>収入証明書</u>は会員に返却できないこと。</p>	<p><u>2. 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後 (電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後)、1 週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとします。</u></p> <p>第 11 条～第 15 条 同左</p> <p>第 16 条 (費用等の負担)</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 会員は、支払を遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として 1 回につき <u>220 円 (税込み)</u>、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき <u>220 円 (税込み)</u> を別に支払うものとします。</p> <p>3～6 同左</p> <p>第 17 条 同左</p> <p>第 18 条 (会員の再審査)</p> <p>当社は、会員の適格性、カードご利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は 在留カード、日本国発行の運転免許証等 (以下「在留カード等」といいます) の記号番号の提供に応じるものとします。</p> <p>第 19 条～第 24 条 同左</p> <p>第 25 条 (<u>年収証明書の提出</u>)</p> <p>会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面 (以下「<u>年収証明書</u>」といいます。) の提供を求められることに関して、予め以下の事項について承諾するものとします。</p> <p>1. 会員は、<u>年収証明書</u>の提出を求められたときは、これに協力すること。</p> <p>2. 提出された<u>年収証明書</u>の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。</p> <p>3. 提出された<u>年収証明書</u>は会員に返却できないこと。</p>
---	--

Jトラストグローバルカード会員規約(新旧対比表)

4. 収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。

第26条～第47条 (略)

第48条 (外国人 PEP s 等届出)

会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する法人（あわせて「外国 PEP s 等」といいます）に該当する場合は、当社所定の方法により当社へ届出るものとします。外国人 PEP s 等に該当する場合、法令に対応するため、一部ご利用に制限がかかることがあります。

個人情報の取扱（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第1条～第10条 (略)

《相談窓口》

1 (略)

2 (略)

Jトラストカード株式会社

〒880-0006 宮崎市千草町4番17号

お客様相談窓口 TEL 0570-002123

ホームページアドレス：<https://www.jtrustcard.co.jp/>

[包括信用購入あっせん・登録番号] 九州(包)第30号

会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。

4. 年収証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは年収証明書の提出にご協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。

第26条～第48条 同左

第48条 (外国人 PEP s 等届出)

会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する法人（あわせて「外国人 PEP s 等」といいます）に該当する場合は、当社所定の方法により当社へ届出るものとします。外国人 PEP s 等に該当する場合、法令に対応するため、一部ご利用に制限がかかることがあります。

個人情報の取扱（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第1条～第10条 同左

《相談窓口》

1 同左

2 同左

Jトラストカード株式会社

〒880-0006 宮崎市千草町4番17号

お客様相談窓口 TEL 0570-002123

ホームページアドレス：<https://www.jtrustcard.co.jp/>

[包括信用購入あっせん・登録番号] 九州(包)第30号

会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。